

＜新たな化学物質規制への対応フローの詳細＞

- (1) リスクアセスメント対象物（以下「対象物」という。）（安衛法第 57 条第 1 項及び安衛法施行令第 18 条）

対象物とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るもの以外で危険性又は有害性等の調査を行うことが義務付けられている危険・有害物質のことである。令和 6 年度以降対象物が順次追加されるため適宜確認すること。

【確認方法】

安衛研 化学物質情報管理研究センターウェブサイトで確認するか、もしくは検査部等の関係部署に化学薬品等を納入している業者に確認する。

（ケミサポ「1-3. リスクアセスメント対象物に該当するか確認」）

<https://cheminfo.johas.go.jp/step/1-3.html>

例：ホルムアルデヒド（ホルマリン） エチレンオキシド
グルタルアルデヒド

- (2) 化学物質管理者の選任（安衛則第 12 条の 5 関係）

事業場で対象物を取り扱っている場合、施設長は、化学物質管理者を選任し、必要な権限を与えること。選任した化学物質管理者の氏名は、掲示や院内ネットワークへの掲載等により関係職員に周知すること。

【選任要件】

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者
（資格要件なし）

【業務内容】（労働安全衛生規則第 12 条の 5）

- ①ラベル表示・SDS 等の確認
- ②対象物に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ③リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施管理
- ④対象物の自律的な管理に関する各種記録の作成・保存
- ⑤対象物の自律的な管理に関する労働者への周知、教育
- ⑥対象物による労働災害が発生した場合の対応

- (3) ラベル表示・SDS 等による対象物の危険性・有害性の伝達（以下「伝達」という。）（安衛則第 24 条の 15 第 1 項及び第 3 項、第 34 条の 2 の 3）

対象物に該当する化学物質製品が届いたら、化学物質管理者は対象物の危険性・有害性を関係する職員へ以下の方法等により確実に伝達すること。

- ①ラベルの貼付及び SDS を納品業者等から入手
- ②SDS を確認
- ③対象物を取り扱う関係職員への伝達

伝達方法については、ラベルの貼付以外に以下のような方法も考えられる。より確実に伝達できる方法を採用すること。

- ①文書や記録媒体での交付
- ②電子メール等での情報の送信
- ③作業スペース内に危険性・有害性について掲示
- ④院内ネットワーク等で常に検索できるよう登録をする。
- ⑤容器等に QR コードを貼り付け、取扱者が都度確認できるようにする。

【注意事項】

日常的に当該対象物を取り扱う職員の他に、普段は取り扱うことはないが、例えば清掃や部屋の整理等で当該対象物を移動させる可能性がある職員等にも危険性・有害性を伝達できるようにしておくこと。

(4) 対象物を事業場内で別容器等に小分けする場合（安衛則第 33 条の 2）

対象物を事業場で別の容器等に小分けする場合も（3）と同様に関係職員へ伝達を行うこと。

既存の対象物についても伝達が必要であるが、ホルマリン等戸棚に大量に保管しており、個別で伝達が難しい場合、戸棚に伝達事項を貼り付けることでも対応可能な場合がある（ただし、戸棚から移動させる場合には個別に対応が必要）。

(5) リスクアセスメント（安衛法第 28 条の 2）

リスクアセスメントとは、事業者が取り扱う対象物の危険性又は有害性等の調査を行うことである。具体的には、事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定等を実施する。

【実施時期】

- ①対象物を新たに採用または変更するとき
- ②対象物を取り扱う作業方法や手順が新たに採用または変更されたとき
- ③対象物の危険性・有害性の情報に変化が生じたとき

【実施内容】

- ①労働者の就業に係る危険性及び有害性の特定
- ②①による労働災害（健康障害を含む）の重篤性（災害の程度）及びその災害が発生する可能性の度合を組み合わせてリスクを見積もる。
- ③②のリスクを低減するための優先度を設定した上で、そのリスクを低減するための措置（リスク低減措置）を検討する。
- ④③のリスク低減措置を実施する。
- ⑤リスクアセスメント結果等の記録及び保存並びに周知する。

【注意事項】 既存の化学物質に係る対応について

（化学物質対策に関するQ&A（リスクアセスメント関係）より抜粋）

Q 6－4. リスクアセスメントが義務化される以前から同じ物質を同じ手順で使用している場合にもリスクアセスメントが必要か。

A. 従来から取り扱っている物質を従来どおりの方法で取り扱う場合は、リスクアセスメント実施義務の対象にはなりません。

しかし、過去にリスクアセスメントを行ったことがない場合等には、事業場における化学物質のリスクを把握するためにも、計画的にリスクアセスメントを実施するようにしてください。

（参考）化学物質対策に関するQ&A（リスクアセスメント関係）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11389.html

（6） 保護具着用管理責任者（安衛則第12条の6）

リスクアセスメントに基づく措置として職員に保護具を使用する場合、施設長は、保護具着用管理責任者を選任し、必要な権限を与えること。選任した保護具着用管理責任者の氏名は、掲示や院内ネットワークへの掲載等により関係職員に周知すること。

【選任要件】

保護具について一定の経験及び知識を有する者（化学物質管理者が兼任することもできる。）

【業務内容】

- ①有効な保護具の選択

- ・ 取り扱う対象物と作業環境・作業方法に応じた適切な保護具の選定
- ②労働者の使用状況の管理
 - ・ 職員が正しく使用できるよう教育し、労働災害防止のために保護具を適正に使用しなければならないことを労働者に理解させる
 - ・ 職員が保護具を適正に使用しているかの管理
- ③保護具の保守管理
 - ・ 保護具が正常に機能しているか日常的な管理を行う
- ④その他保護具の管理に関する業務

【選定・管理の参考】

保護具の選定・保守管理等に当たっては、下記「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」、令和5年5月25日付け基発0525第3号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」及び平成29年1月12日付け基発0112第6号「化学防護手袋の選択、使用等について」等に基づき対応する必要があることに留意すること。

(参考) 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル (厚労省) 14 頁～

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001173168.pdf>

※上記マニュアルは暫定版であり、今後更新されることが見込まれます。

マニュアルの掲載箇所 (厚労省ホームページ>化学物質による労働災害防止のための新たな規制について>マニュアル)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

(7) リスクアセスメント結果等の記録・保存 (安衛則第34条の2の8)

リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき講ずる措置の内容等は関係職員へ周知するとともに、任意の様式に記録を作成し、次のリスクマネジメント実施までの期間 (最低3年間) 保存しなければならない。ただし、がん原性物質に係るものは30年間保存。

職員へ周知する事項については以下のとおり。

- ①対象物の名称
- ②対象業務の内容
- ③リスクアセスメントの結果
 - ・ 特定した危険性又は有害性

・見積もったリスク

④実施するリスク低減措置の内容

(8) 対象物に係るばく露低減措置等の実施（安衛則第 577 条の 2、3、安衛則様式第 24 号の 2）

施設長は、リスクアセスメントの結果に基づき、対象物に係るばく露低減措置等のため、以下①から④について、化学物質管理者と連携し対応すること。

①労働者が対象物にばく露される程度を、以下の方法等により最小限度にすること。

i 代替物等を使用する

ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置、稼働する。

iii 作業の方法を改善する。

iv 有効な呼吸用保護具を使用する。

②一定程度のばく露に抑えることで職員に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、屋内作業場で労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とすること。

③以下に該当する場合、医師又は歯科医師（以下、「医師等」という）が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、結果に基づき必要な措置を講じること。実施した健康診断の結果については、受診者へは遅滞なく通知し、5年間保存すること。ただし、がん原性物質については30年間保存すること。

i リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認めるとき

ii 職員が濃度基準値を超えて対象物にばく露したおそれがあるとき

(参考) リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン（厚労省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35778.html

④上記①から③に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況について、労働者からの意見聴取の機会を設け、下記 i から iv について1年に1回記録を作成し、3年間保存するとともに、下記 i 及び ii については関係職員へ周知すること。ただし、厚生労働省が定めるがん原性物質に係る記録は30年間保存すること。

i 上記①から③に基づいて講じた措置の状況

- ii 対象物を取り扱う業務に従事する職員のばく露状況
- iii 関係職員の氏名、従事した作業の概要及び期間
- iv 上記 i について、関係職員からの意見聴取の状況

(9) 衛生委員会の付議事項の追加（安衛則第 22 条）

衛生委員会において、以下①から③を審議事項として追加し、必要に応じて化学物質管理者より意見を聴取する等連携すること。

- ①労働者が対象物にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること（令和 5 年 4 月 1 日施行済）
- ②濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

(10) 雇入れ時等に実施する職員への対象物に係る安全衛生教育の実施（安衛則第 35 条）

施設長は、対象物を取り扱う職員に対し、化学物質管理者の管理のもとで、雇入れ時及び取り扱いに変更が生じる都度、当該化学物質の安全衛生に関する必要な教育をすること。

【主な教育内容】

- ①知識教育（取り扱う装置・設備の構造や機能、対象物の危険性・有害性、必要な法規・社内基準等）
- ②技能教育（訓練）（作業方法、操作方法、緊急時対応の定期訓練等）
- ③態度教育（対象物の取扱いによる利益・不利益、危険性の五感での体感等）

（参考）化学物質管理に関する社内安全衛生教育用 e ラーニング教材

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26157.html

ケミサポ 4-1. 労働者への教育

<https://cheminfo.johas.go.jp/step/4-1.html>

(11) 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（安衛則第 594 条の 2 及び 3）

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質を取り扱う業務に従事する労働者へ、障害等防止用保護具を使用させなければならない。

（参考）皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（厚労省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001173168.pdf>

※（6）同様に暫定版